

【ドイツ】 国家奨学金プログラムの創設に関する法律

海外立法情報課・渡辺 富久子

* 2010 年 8 月 1 日から「国家奨学金プログラムの創設に関する法律」(2009 年 8 月 4 日公布)が施行されている。ドイツの従来の主要な奨学金は連邦教育促進法に基づくもの(BAföG)で、これは学生とその家族の経済的状況に応じて支給されるものである。それに対して、今回新設された国家奨学金は、優れた成績の学生に対して、その経済的状況とは関係なく支給されるものである。資金の 50%は企業などの民間から募り、50%は連邦と州が負担する。

国家奨学金プログラムの創設

専門的な能力を持った人材が不足すると、ドイツの国際競争力が落ち、イノベーションが困難となる。このような危機感から、専門教育に対する魅力を高め、有能な者が大学等で修学することを促進する目的で、国家奨学金プログラムが創設された。この制度は、連邦・州の予算のみでなく、企業や研究機関など民間からの資金をも原資とするという特徴を持つ。2008 年から検討が行われ、2009 年にノルトライン・ヴェストファーレン州が先行してこのモデルの奨学金制度を導入した。

これまでのドイツで代表的な奨学金 BAFöG は、学生の経済的な事情を考慮するもので、2008 年には学生一人あたり平均 398 ユーロ/月が支給された。また、2008 年の BAFöG 受給者は、高等教育機関在学者の約 17%であった。それに対し、国家奨学金プログラムでは、学業成績に秀でた者 8%が対象となり、一人あたり 300 ユーロ/月が支給される。

法律の概要

次に、法律の概要を紹介する。

○奨学金支給の原則（第 1 条）

奨学金は、成績の優秀な学生に対して支給する。年齢及び国籍は問わない。

○選定手続・適格審査（第 2 条）

学生の申請に基づいて、高等教育機関が選定手続を行う。民間の資金提供者は、選定に影響を及ぼしてはならないが、選定会議において投票権を持たない諮問委員の立場で参加することができる。高等教育機関は、奨学金支給の継続に際し、受給者の成績を定期的に審査する。

○選定基準（第 3 条）

選定の際には、成績の他にボランティア経験、責任感、家庭及び個人的な事情が考慮される。個人的な事情とは、例えば、子どもの養育、病気又は障害等である。

○奨学金の二重受給の排除（第 4 条）

連邦、州又は民間から研究支援として他の奨学金を得ている者は、国家奨学金プロ

グラムの奨学金を受給することはできない。BAföG 受給者は、両方を受給できる。

○奨学金の支給額（第 5 条）

奨学金の支給額は、1 か月 300 ユーロとする。奨学金は、所得税の課税及び社会保険料の算定の対象としない。奨学金を、民間資金提供者の下での現在又は将来の仕事の対価として支給することはできない。

○奨学金の支給期間（第 6 条）

奨学金の支給期間は、最低 2 学期間を保証する。各学部の標準の在籍期間を最長の支給期間とし、民間から資金の提供があれば、再度の選定を経ずに支給を継続する。

○資金提供（第 11 条）

奨学金の資金は、学生一人あたり 300 ユーロ/月のうち、民間が 150 ユーロ以上、連邦及び州が各 75 ユーロを負担する。民間の資金提供者は、資金の使途として特定の学部又は専門を指定することができる。このように使途を指定できるのは、承認する奨学金件数の 3 分の 2 以内とする。奨学金を受給できるのは、各高等教育機関在学者の 8%以内とし、受給者数は段階的に増やしていく。

○統計（第 13 条）

連邦は毎年、同法の実施に係る統計を作成する。そのために高等教育機関は、奨学金受給者及び資金提供者についての情報を提供する義務を負う。

○評価（第 15 条）

第 13 条に規定する統計に基づいて、連邦政府は 4 年後に評価を行い、連邦議会及び連邦参議院に報告する。特に、民間からの資金提供が十分であったか、また、地域間格差を解消するための補償措置を連邦がとったかどうかという点を検証する。

連邦議会における法案審議

連邦議会の法案審議では、野党から次のような批判が上がった。社会的不平等を増幅する、経済力の弱い地域では十分な資金が民間から得られず地域格差が増大する、奨学金の支給が高等教育機関と結びついているので大学の移籍が難しくなる、支給手続きを行う高等教育機関の事務及び費用が増大する等である。国家奨学金にかかる費用で、むしろ BAFöG を充実させるべきだとの意見もあった。

これに対し連邦政府は、単科専門大学(Fachhochschule)の学生をも利する、大学と地域間の連携を促進する、というメリットを強調した。また、奨学金の支給が自然科学系に偏り、人文・社会科学系には不利なのではないかという指摘もあった。これについて連邦政府は、卒業生からも資金を募るのでその心配はないと回答している。

参考文献

- Gesetz zur Schaffung eines nationalen Stipendienprogramms vom 21. Juli 2010 (BGBl. I S.957).
- Deutscher Bundestag, *Drucksache*, 17/1552, 17/485.
- 吉川裕美子「ドイツの奨学制度—連邦奨学金(BAföG)と近年の動き」『大学と学生』47, 2007.11, pp.36-41.